

指導資料

 鹿児島県総合教育センター

生徒指導 第51号

- 小, 中, 高, 盲・聾・養護学校対象 -
平成16年10月発行

関係機関等との行動連携による生徒指導 - 児童虐待の防止に向けた対応 -

全国的な傾向として、問題行動の低年齢化、凶悪化・粗暴化に加え、携帯電話等の普及による広域化や児童虐待の問題など、学校だけでは対応しきれない困難な事例が多く発生している。

こうした状況を背景に、不登校や問題行動、児童虐待などを防止したり、適時・適切な対応を行ったりするため、関係機関等と連携した多様な指導・支援を行うことが求められている。

そこで、本稿では学校と関係機関等とが連携し、児童虐待の防止に向け、効果的に対応していくための行動連携について述べる。

1 行動連携を推進するための基本的な考え方

平成13年4月、少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告「心と行動のネットワーク」において、相互に連携して一体的な対応を行う「行動連携」の推進が提言され、以来、様々な取組がなされている。

しかし、学校と関係機関等との連携が不十分であったと指摘される事例も発生していることを踏まえ、平成16年3月、文部科学省の学校と関係機関等との行動連携に関する研究会において、学校を中心とした関

係機関等との連携に何が足りなかったのかという観点から検討がなされ、次の2点が示された。

学校においては、未だに関係機関等との連携が教職員個人の努力に任されている傾向が見られ、連携の成果が校長や教職員の力量によって左右される状況にあるため、学校として関係機関等と組織的、継続的に連携していくことが可能となるようなシステムを生徒指導体制に組み込んでいく必要があること。

教職員一人一人が、児童生徒の問題行動等への対応においては、関係機関等との連携が重要であるという認識を持った上で、形式的になることなく着実に日々の生徒指導を充実させる必要があること。

学校と関係機関等との行動連携を推進していくためには、学校や地域の実情に応じて柔軟に取り組むことはもちろんのこと、学校は不登校や問題行動、児童虐待などに対して組織的、かつ効果的に対応できる指導体制を整備し、日々の生徒指導を充実させる必要がある。

2 行動連携を推進するための方策

(1) 校長を中心とした協力体制の整備

校内における生徒指導に関する組織がうまく機能するためには、教職員相互の共通理解と連携を十分に図ることが重要である。

各教職員の、生徒指導に関する具体的な役割分担や責任の明確化を図るとともに、管理職への報告、連絡及び相談を徹底することが求められる。

(2) 情報の共有化

多くの学校では、児童生徒に関する情報は学級担任により整理・保管されている。学級担任が問題を抱え込まないためにも、「指導上特に配慮を必要とする児童生徒」について情報交換の場を設けることが必要である。

中・高等学校はもちろん、小学校でも専科の教師や養護教諭、スクールカウンセラーなどとの日常的な情報交換が行われることが大切である。

(3) 連携に関する意識の高揚

組織が実質的に機能するためには、教職員一人一人が何のために関係機関等と連携するのかを認識することが大切であり、校内研修会等において具体的な連携の在り方について検討をすることが必要である。

また、関係機関等の役割や業務内容を理解するだけでなく、具体的な連携を図るために、例えば、学校独自の「関係機関等一覧」を作成することも考えられる。

関係機関等一覧（例）

機 関 名		電話番号	担当者
教育関係	教育委員会		
	学 校		
	教育センター		
警察関係	警察署		
	交番・駐在所		
	少年サポートセンター		
福祉関係	児童総合相談センター		
	福祉事務所		

(4) 地域におけるネットワークの形成

学校も、地域にある機関の一つである。児童生徒の不登校や問題行動、児童虐待などについて、地域全体で対応するという視点を持ち、学校における生徒指導の機能を強化するため、地域の人材を活用していくことが必要である。

保護者をはじめとする地域の住民に対して、学校が取り組んでいることを積極的に伝え、地域からの情報収集に努めたり、必要に応じて地域に協力を求めたりすることが大切である。

以上のように、行動連携を機動的、かつ実効的に機能させるためには、学校と関係機関等の役割分担や具体的な行動計画などを明確にし、チームとして多面的・総合的な機能を発揮することが必要である。

そのためにも、学校は着実に日々の生徒指導を充実させるとともに、日ごろから関係機関等との緊密な情報交換や連携・交流を図りながら、人間関係や協力関係を深めていくことが求められる。

3 児童虐待に関する行動連携の実際

「児童虐待の防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年10月1日)が施行された。この法律では、児童虐待に係る通告の「虐待を受けた児童を発見した」の部分が、「虐待を受けたと思われる児童を発見した」等に改正された。

また、平成15年度、県児童総合相談センターに寄せられた相談(通告)のうち、児童虐待と認められた相談は127件であった。

中でも被虐待児の年齢は、小・中学生59件、高校生・他まで含めると67件となっており、学校の役割は一層重要となっている。

そこで、児童虐待に関する行動連携の実際について示す。

＝＝＝＝＝ 日ごろからの連携

関係機関の講師を招いた校内研修会の実施

児童相談所や福祉事務所などの関係機関から講師を招き、疑いを抱いた場合など具体的事例を用いた校内研修会を実施する。関係機関に講師を依頼することは、児童虐待について共通理解を図るだけでなく、関係機関等との間に普段から相談できる関係をつくることにもなる。

早期発見・早期対応ができる校内システムの整備

欠席調べの結果や保健室への来室状況、授業中の様子などについて、教職員相互及びスクールカウンセラー等で定期的な情報交換をする。

また、管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどからなる既存の委員会を活用し、虐待対応委員会等を組織する。その際、各々の役割を明確にし、それぞれの役割に応じて活動できる校内システムを構築する。

保護者への啓発と支援

児童生徒のことで悩んでいたり、孤立しがちな保護者に対して、子育てに関する相談やアドバイスを行ったり、医療機関や相談機関の利用を呼び掛けたりする。

また、学校だより等を通して、子育てに関する情報の提供や、相談機関等の紹介、児童虐待の防止のための啓発を行う。

P T Aと協力して、学年P T Aや保護者会、家庭教育学級等に子育てに関する座談会や講話などを企画する。

長期にわたって欠席している児童生徒の状況把握

長期にわたる欠席の背景に、児童虐待が潜んでいる場合があるという認識をもち、その状況把握に努める。

その際、学校単独では当該児童生徒の状況把握が困難である場合、早期に教育委員会への連絡、相談を行うとともに、地域の警察署、少年補導センターなどの関係機関等の協力を得て、状況把握に努める。

学校では見えにくい児童虐待のサインの把握

虐待を受けた児童生徒は、例えば、虐待を避けるために深夜に徘徊をするなど、問題行動等の背景に虐待が潜んでいる場合があることも視野に入れた対応に努める。

学校で把握しにくい学校外の問題行動等の状況については、定期的に民生・児童委員や警察署などを訪問し、情報の交換を行う。

行動連携が、より具体的・実践的なものとなるために、虐待の疑いがあったり、虐待を発見したりした場合などを想定し、関係機関名を挙げて連携のシミュレーションを行うこと等が考えられる。

＝ 疑ったり発見したりしてからの連携

児童虐待を受けた児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所、又は福祉事務所へ通告すること。また、児童虐待の疑いがある場合は、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談を行い、その際は疑いの根拠となる事情を明確に伝えること。

組織的な判断

学校として組織的に判断し、関係機関に相談をする。併せて、教育委員会へ連絡し今後の対応について相談する。

サポートチームの必要性の判断

教育委員会、児童相談所、福祉事務所と連絡を取りながら、他の関係機関を含めたサポートチーム形成の必要性や今後の対応等について協議する。

サポートチームによる対応

今後の対応として、学校、教育委員会、児童相談所、福祉事務所、警察、民生・児童委員などでチームを組み、次の項目等について、それぞれの役割を明確にし、必要な指導・支援を行う。

- ・当該児童生徒への対応
- ・当該児童生徒の保護者への対応
- ・他の児童生徒及び保護者への対応

サポートチームのメンバーは、個々の児童生徒に対して、どのような指導・支援が必要かという観点から、実際に対応できる関係機関等から選定することが重要である。

4 行動連携を図るための日ごろの連携

学校には、児童虐待の早期発見に努めることの外、防止のための教育、又は啓発に努めることが求められている。

例えば、関係機関等に資料を提供していただいたり、作成したリーフレットの校正

等をお願いしたりすることは、相互の信頼関係を深めることにもなる。
次に、県児童総合相談センターの資料を基に作成したリーフレット（例）を示す。

地域における児童虐待防止に向けて

児童虐待は、子どもに、深い心の傷を残すとともに、心身の発達や人格の形成に大きな影響を及ぼすだけでなく、時には尊い子どもの生命を奪うことにもなりかねません。

児童虐待とは？

【 】は「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」第2条で定められている児童虐待の定義です。

身体的虐待

殴る、蹴る、タバコの火やアイロンを押し当てる。一室に監禁する。戸外に閉め出す。 など

【第2条1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行を加えること】

性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、ポルノビデオ等を見せる。被写体になることを強要する。 など

【第2条2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること】

ネグレクト

適切な食事を与えない。病気やけがをしても病院へ連れて行こうとしない。 など

心理的虐待

子どもへの暴言や拒否的な対応。他の兄弟姉妹と差別をする。 など

こんな時は児童虐待が疑われます

子どもは虐待を受けていても、なかなか言い出すことができません。虐待は周囲の人が気付くことが多いのです。

子どもの虐待を疑ったり発見したりしたときは、児童相談所・福祉事務所に相談（通告）をしましょう。これは、子どもの福祉にたずさわる私たち一人一人の義務です。

児童虐待のサイン

子どもの悲鳴や叫び声が聞こえる。
保護者の怒鳴り声や、大きな声が聞こえる。
夜遅くまで子どもだけで外で遊んでいたりと、徘徊したり、家に帰りがたらない。
子どもの着衣やからだの不潔である。
季節にそぐわない服装をしている。
保護者が子どもを抱いたり、一緒に外出したりする姿を見ることが少ない。
保護者自身、近隣との交流がなく、地域の行事にも顔を出さない等、地域内で孤立している。
不自然な外傷や打撲傷、内出血のあと等が見られる。 など

あなたの一報がその子を救うことになります。
相談した人の秘密は必ず守られます。一人で抱え込まずに相談することが大切です。

行動連携とは、学校と関係機関等が情報を共有し、共通理解の下、各機関等の権限等に基づいて多様な指導・支援を行うことである。

行動連携が、より具体的・実践的な連携となるためには、地域における「ネットワーク」の形成と、問題行動等の解決に関係の深

い機関等が連携するサポートチームの組織化などのシステムづくりがポイントとなる。

そのためにも、学校は日々の生徒指導を充実させるとともに、関係機関等と連携して多様な取組を行うことが必要である。

（教育相談課）